

横浜市ダンススポーツ連盟

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、横浜市ダンススポーツ連盟（以下本連盟と呼称する）が行う表彰に関して定める。

(表彰の対象)

第2条 本連盟に所属するJDSF会員もしくは理事・常務理事が推薦する個人または法人。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は次の2種類とする。

- ① 功労表彰：本連盟の常務理事もしくは監事を10年以上務めて、退任した者。
- ② 特別表彰：本連盟の名誉を高めかつ発展に著しく貢献した者。

(表彰授与)

第4条 表彰状を授与する。ただし常務理事会の決定により副賞を添えることができる。

(表彰者の推薦と選考手続き)

第5条 表彰は常務理事の推薦により常務理事会の承認を得て決定する。

(表彰の時期)

第6条 本連盟の定例総会・主催行事の場所において行う。

(表彰の取り消し)

第7条 表彰後に本連盟の名誉を著しく損ね、または本連盟に多大な損害を与えた場合には表彰を取り消し、副賞の返還を請求することがある。

(施行)

第8条 本規程は平成19年5月29日から施行する。